

『2017年度版 F P 1級技能検定教本1級 3分冊 年金・社会保険』【正誤表】

該当箇所	誤	正
5ページ 〔図表1-3〕2行目	①②のいずれかに該当する場合は、パートタイマーでも健康保険・厚生年金保険の <u>被扶養者</u> となる。	①②のいずれかに該当する場合は、パートタイマーでも健康保険・厚生年金保険の <u>被保険者</u> となる。
45ページ 下から9行目	～、賃金が60歳到達時に比べて75%未満と～	～、賃金が60歳到達時等に比べて75%未満と～
92ページ 例題	<p>Bさんは昭和32年9月10日生まれ（男子）である。</p> <p><全部繰上げ (63歳0カ月で請求)></p>	<p>Bさんは昭和31年9月10日生まれ（男子）である。</p> <p><全部繰上げ (62歳0カ月で請求)></p>

以上